

横浜地方裁判所相模原支部において合議制及び労働審判を実現することを求める決議

横浜地方裁判所相模原支部管内の相模原市及び座間市の人口は、令和3年4月1日時点で合計約85万人に上る。人口が多いことを一因として指定された政令指定都市を管轄内に有する裁判所では全国で唯一、かつ神奈川県内の全ての地方裁判所支部で唯一、合議制裁判が導入されていない裁判所である。また、神奈川県内他支部と比較した相模原支部の新受件数（民事第1審通常訴訟が令和2年度は年間589件、令和元年度が582件、刑事第1審通常訴訟も平成30年時点で年間322件、平成29年が336件）は、民事第1審通常訴訟事件数で比較すると、合議制がある横須賀支部の約1.67倍である。そして、全国的に比較しても、相模原支部の事件数は、東京や大阪、仙台、名古屋、福岡などの大都市を除いた他の地方裁判所本庁の事件数より多い状況である。このように、管内人口及び事件数からして、相模原支部は合議制のある他の地方裁判所本庁（大都市を除く）に匹敵する大規模支部と言える。

大規模支部と言える相模原支部において、合議体を構成できないことを理由として、裁判員裁判を含む法定合議事件や準抗告事件などの刑事事件の処理、複雑・重大な民事事件の処理、労働審判による事件処理が行われていない。この事件処理体制が欠落していることが原因で、刑事事件において身体拘束を受けた者の拘束時間が不当に長引く不利益が生じている。また、民事事件において横浜地方裁判所本庁にアクセスするための移動時間や、交通費負担といった時間的・金銭的不利益を被っており、出廷を希望する当事者が裁判所に出廷できなかったことすらある。さらに、この不利益は、労働事件においても重大であり、特に経済的に困窮している失業したばかりの労働者が高い交通費の負担を強いられることで、紛争解決を断念せざるを得ない状況に追い込まれることすらあり、被害救済が著しく損なわれている状況である。加えて、合議制による審理ができないことが原因で相模原支部から本庁へ事件が回付される場合には、最低でも2カ月以上審理が遅延したり、相模原支部の裁判官による争点整理が不十分であったために、回付後の横浜地方裁判所で最初から審理をやり直すことを余儀なくされるなど、市民は迅速な裁判を受けることすらできていない。

以上のように、相模原支部に合議制がないこと、労働審判がないことによって、相模原支部管内の相模原市及び座間市の市民において決して無視することができない実害が生じており、この実害を是正することは急務である。

よって、本市議会は、横浜地方裁判所相模原支部管内における市民への良好な司法サービスの提供を図るため、横浜地方裁判所相模原支部において直ちに合議制及び労働審判による審理を開始することを求める。加えて、そのための人的物的体制を同支部において確保し、令和4年度の国家予算編成にあたりその予算措置を講じることを求める。

以上、決議する。

令和3年9月27日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣 殿
最高裁判所長官
東京高等裁判所長官
横浜地方裁判所長
横浜地方裁判所相模原支部長

座間市議会